

## 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る事業採択等スケジュール(予定)

### 【国庫補助分】

年	月日	事項	備考	
令和5年	9月上旬	施設整備計画に係る所要額調査／仮協議書提出依頼	事業者、市町村宛て	
	9月下旬	所要額調査の提出締切 ※事業者から <u>県</u> に提出		
	10月上旬	仮協議書の提出締切 ※事業者から <u>市町村</u> に提出	特別な理由がある場合を除いて、期限までに提出が無い場合は、補助対象から除外する場合があります。	
	10月中旬	仮協議書の提出締切 ※市町村から <u>県</u> に提出		
	10月下旬	調査結果の取り纏め		
	11月～12月		追加資料の提出(調査時の不足添付書類など)	この間に提出が無い場合は、補助対象から除外する場合があります。
			補足調査	今回の調査項目以外で必要な補足調査を実施する場合があります。
		ヒアリング、現地調査	必要に応じて実施します。	
令和6年	1月	令和6年度整備事業の国協議案件の仮決定	協議案件として仮決定された事業について、個別に不足資料や修正等について、御連絡します。	
	2月	施設整備に係る審査会(国協議案件の本決定)	仮決定された事業について、県の審査会に諮ります。 ※審査会では、主に整備の必要性、事業内容、資金計画について審査されます。	
	3月	本協議のための各種調整 (協議内容の最終確認等)	国へ提出する協議書を作成してもらいます。 ※審査会で承認された事業者を対象に実施します。 <b>※国に協議を行った案件全てが国から採択されるとは限りません。</b>	
	4月	本協議書の提出 ※県から国への提出		
	5月～6月	内示 ※国から県への内示		
	6月～7月	内示・交付決定 ※県から対象法人へ内示・交付決定		

※おおよそのスケジュールであり、時期が前後する場合があります。